

返戻金制度について

当社の職業紹介により正社員として就職した求職者について、入社日より6ヵ月以内に自己都合により退職に至った場合、当社は求人者(社)より支払いを受けた紹介手数料を以下の通りに返金致します。但し、就職日より6ヵ月を過ぎて退職した場合は返戻金は無しとする。

- (1) 就職日より1ヵ月を区切りとし、紹介手数料を下記の表の割合に応じて計算し、その算出された金額を退職日の属する月の翌月末日に返戻させていただきます。

就職後1ヵ月以内に退職した場合	紹介手数料全額返金
就職後1ヵ月を経過し2ヵ月以内に退職した場合	紹介手数料の5/6 %
就職後2ヵ月を経過し3ヵ月以内に退職した場合	紹介手数料の4/6 %
就職後3ヵ月を経過し4ヵ月以内に退職した場合	紹介手数料の3/6 %
就職後4ヵ月を経過し5ヵ月以内に退職した場合	紹介手数料の2/6 %
就職後5ヵ月を経過し6ヵ月以内に退職した場合	紹介手数料の1/6 %

(1 円未満切捨)

- (2) 次に記載する事由により採用決定者が入社後6ヵ月が経過していなくても退職に至った場合は、返戻金制度の対象外とさせていただきます。

- ① 待遇その他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と異なる場合。
- ② ハラスメント等による場合。
- ③ 採用決定者死亡、病気等不測の事態による場合。
- ④ 人材紹介をご利用頂いた企業様の一方的な都合と判断した場合。

以上